⑽　11の欄の記載は、次によること。

ア　無線設備の設置（常置）場所と５の欄の住所が同一の場合は、記載を省略することができる。

イ　船舶を常置場所とするものにあつては、その船舶が主に停泊する場所の住所、その停泊する港の名称及び船舶名を記載すること。

ウ　航空機を常置場所とするものにあつては、その航空機の定置場の住所、定置場の名称及び航空機の登録番号を記載すること。

⑾　12の欄は、希望する移動範囲について、該当する□にレ印を付けること。

⑿　13の欄の記載は、次によること。

ア　該当する□にレ印を付けること。電波の型式については、第10条の２第10項の規定に基づき総務大臣が別に告示する電波の型式の記号に該当する□にレ印を付けるか、□にレ印を付けて電波の型式を記載すること。

イ　変更申請（届出）の場合であつても、変更後の周波数帯、空中線電力、電波の型式のすべてについて該当する□にレ印を付けること。

⒀　14の欄は、該当する□にレ印を付けること。

⒁　15の欄の記載は、次によること。

ア　免許の申請の場合

⑺　申請者が現にアマチュア局を開設しているときは、その免許の番号及び呼出符号を記載すること。

⑴　申請者が過去にアマチュア局を開設していた場合であつて、そのアマチュア局の廃止の日又は免許の有効期間満了の日から６月を経過していない場合であつて、そのアマチュア局に指定されていた呼出符号を希望する場合は、その呼出符号を記載すること。

イ　呼出符号の指定の変更の申請の場合

現に指定されている呼出符号を記載すること。

ウ　遠隔操作を行う場合

遠隔操作を行うこと及びその方法（専用線、リモコン局又はインターネットの利用のいずれかをいう。）を記載するとともに、工事設計として次に掲げる要件に適合することを説明した書類を添付すること。

⑺　電波の発射の停止を確認することができるもの

⑴　免許人以外の者がインターネットの利用により、無線設備を操作することができないよう措置しているものであることを確認することができるもの

⑼　インターネットの利用による運用中は、免許人が常に無線設備を監視及び制御するための具体的措置がなされていることを確認することができるもの